

## 一般社団法人北海道バレーボール協会通勤手当規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人北海道バレーボール協会（以下「協会」という。）の事務局員の通勤手当に関する支給について定めるものとする。

### (通勤の原則)

第2条 「通勤」とは、事務局員が事務局業務等のため、その者の住居と就業場所との間を最も経済的かつ合理的な経路及び方法により往復することをいう。

### (通勤手当支給対象者の範囲)

第3条 通勤手当の支給対象となる交通機関は、鉄道、地下鉄及びバスとする。

- 2 自動車通勤は原則として禁止する。ただし、自動車の使用につき、やむを得ない事情がある場合は、事務局長の許可により例外的に認めるものとし、自家用車通勤手当支給基準表に基づき支給するものとする。
- 3 自転車及び徒歩による通勤は、通勤手当の対象外とする。

### (交通機関に係る通勤手当の月額算出の基準)

第4条 交通機関に係る通勤手当の月額は、運賃・時間・距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方により算出するものとする。

- 2 前項の通勤手当の支給対象となる通勤の経路又は方法は、原則として往路と復路が同一であるものとする。ただし、往路と復路の交通事情が著しく異なり、それぞれの通勤の経路及び方法を異にする場合は、往路又は復路のうち安価の経路により通勤手当を計算する。

### (交通機関に係る通勤手当の月額)

第5条 通勤の経路及び方法のうち、交通機関に係る通勤手当の月額、原則として1ヵ月定期代相当額（定期券を発行しない交通機関の場合は、回数乗車券等の通勤回数の額）とする。

### (自家用車に係る通勤手当の月額)

第6条 自家用車による通勤が許可された者への通勤手当の月額は、別表に基づき、片道距離2km以上から支給する。

- 2 前項の許可基準に該当しない場合は、通勤手当は支給しない。
- 3 自家用車の駐車場代は、支給対象外とする。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年5月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

制定 令和7年5月10日

別表 (第3条関係)

自家用車通勤手当支給基準表

通勤の片道距離	支給額
片道2km以上5km未満	2,000円
片道5km以上10km未満	4,200円
片道10km以上15km未満	7,100円
片道15km以上20km未満	10,000円
片道20km以上25km未満	12,900円
片道25km以上30km未満	15,800円
片道30km以上35km未満	18,700円
片道35km以上40km未満	21,600円
片道40km以上45km未満	24,400円
片道45km以上50km未満	26,200円
片道50km以上55km未満	28,000円
片道55km以上60km未満	29,800円
片道60km以上	31,600円